

農地法批判

加藤 正 男

一 序 説

一 日本の「獨立」(といわれている)を機會として、^(一)自作農創設特別措置法、農地調整法、自作農創設特別措置法および農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令、の三法令が廢止せられ、そのかわりに「農地法」が制定、施行せられた。これで、農業國、日本の基本的な農業立法が、成立を見たわけである。この農地法についてはすでに多くの文獻が發表せられているが、それらはほとんどすべてが單なる法の解説にすぎないので、^(二)本稿は農地法の批判を目的とすることにした。

その前に確認しておかなければならないことは、農地法のある規定だけではなく、それと農地法の他の規定との關聯、農地法と他の法との内的關聯、農地法とその社會的基盤・政治的權力との密接な關係等々について考慮するの
なければ、眞の農地法批判にはならないということである。もとより、本稿が批判の序説であることは、いうまでも
ない。

舊農地改革法は、「農業構造を永いあいだ病的ならしめてきた根源を打破」(一九四五・一二・九「農地改革覺書」
による)するためにおこなわれ、また農地法は、この「農地改革の原則を保持」(農地法提案理由書による)するため
につくられた。そして世間では(學界でも)、舊法に對しそれが大成功をおさめたとか、^(三)農地法に對してはそれがよ

くできた法律だとかいうような禮讃がなされている。果してそうであるか。たしかに、舊農地改革法によつて、農地關係がある程度よくなつたことは事實である。しかし、農地改革は「外からの力」にもとづく「上からの改革」であつたところに、その大きな限界をもつている。すなわち、農地關係には、前近代的土地所有關係がいぜんとして残つているし、また國內外の獨占資本がここに入りこんで（それは、低米價供出・重税・シェーレなどにあらわれる）、前近代的なものと同様に密接に交渉している。そのため、貧農は苦しみ、地主や富農は不當な利益をおさめる。この貧富の差は、朝鮮戦争後ますますひどくなつて^(四)いる。したがつて、こうした現實を無視して、舊法を無批判にうけつぎ、しかもこれに改悪さえ加えている農地法を過大評價することは、わたくしにはとうていできない。ただ、農民側（地主側とともに）の力強い抵抗——たとえば、土地管理運動、供出・税金問題、カクシ田摘發闘争——がみられたことも、そのさい注意しなければなら^(五)ない。

(一) わたくしには、日本が「獨立」したと考えることはどうしてもできない。このことは、多くの論者によつて説かれるところであるが、後にもものべるように（六の四）、農村の事例だけをとつてみても、多くの日本の農地が外國（特にアメリカ）の駐留軍のために接収され、軍事基地とせられている。しかもアメリカ軍が接収する施設と區域とは無制限に設定されることとなりうるから（土地等の使用等措置法をみよ）、日本全體が基地化するというのも決して杞憂ではない。アメリカ軍の不法行爲についても、日本はアメリカに隸屬している。この事例だけでももつてしても、日本が「獨立」國になつたとは決していえない。

(二) 農地法を解説する文獻の主なものは、次のとおりである。

和田正明・橋武夫「新農地法詳解」

和田正明「新農地法早わかり」

木村靖二「最新農地法精説」

齋藤吉郎「農地法はどう運営されるか」時の法令八〇號

高橋貞三「農地法における農地行政」同志社法學一五號

なお、舊農地改革法の解説書には、我妻榮・加藤一郎、大和田啓氣氏のものなどがある。

また、純粹の法律書ではないが、法學者・經濟學者六〇數氏の共同執事になる『農地改革顛末概要』は、農地改革についての最初の大作であつて、本稿もこの書に負うところが少くない。ただし、わたくしがかなり基本的な點において同書と意見を異にすることは、以下に指摘するとおりである。

(三) たとえば「農地改革は……農地買収價格と小作料を極度に引き下げるとともに、地主自作化を禁止することによつて、地主を名目的な矮小保有地にしがみつかせて、經濟的に全く無力な形骸に轉落させてしまつた」(栗原百壽『現代日本農業構造論』五三頁)と。多くの法律家もこれと同説。こうした意見には反對である。

(四) 戦争は、人類にとつて最大のマイナスであるが、それは農民にとつても同じだ。なぜなら、農業政策に廻されるべき費用が、軍備費に廻されているからである。このことは、日本農民だけではなく、アメリカの農民にとつてもそうである。「Country Gentlemen」一九五二年四月號の社説にいう、「一九五二年の耕作期に入つて、わが國〔アメリカ〕の農業は、きわめて警戒を要する情勢となつてゐる。……農家が増産のために冒してゐるような危険は、他のいかなる産業の場合にも要求されてゐない。……アイオワ州のデューラ氏は「政府の統利と指導方針に卷かれた農家は、今日まつたく身動きにならなくなつてゐる。……その苦境から脱出するために必要なことは、政府がその農業政策を放棄することである」といつてゐるが、多くの農家がこのデューラ氏の談に賛成してゐる」と。戦勝國アメリカの農民でも、このとおりである。それでも、日本の農民は、戦争(しかも内外の政治権力と獨占資本が企てる戦争)に加擔しなければならぬであらうか。

(五) たとえば、『概要』九七七頁以下(潮見俊隆その他執筆)、平野義太郎監修『土地改革の農民的型態』、後掲『山村の構造』二九一頁以下(潮見)などをみよ。しかし、これらの文獻には、農民側の個々の抵抗、農民側の抵抗と地主側のそれなどが別々にえがかれていて、それらの間の内面的關聯性があきらかではない。もとより本稿はその問題の考察を直接の目的とするものではないから、ここにはその結論だけをのべておくと、それも、前近代的土地所有關係と獨占資本との結合によつて作用されるものである。たとえば、農民側の土地管理運動が供出・税金闘争に移り、土地闘争がカクシ田摘發闘争に變つたのも、そのためである。

なお、フランス革命(一七八九年以後)の農地法に對する當時のフランス農民の抵抗については、たとえば拙稿「近代的所有權の成立過程に關する一考察」同志社法學五號・一五號をみよ。

二 自作農主義について 農地法は、まず第一に、本法全體を貫く基本的な立場として、舊法以來の自作農主義を宣言してゐる(一條)。この立場の一つの大きなねらいは、わずかな所有地に満足する保守的な小農民を作ること

よつて、進歩的な勢力を弾壓することである。^(一)それは、他の規定と相まつて^(例、本稿)、貧農をいつまでも貧農として放置し、そのかわりに地主制を發展させる政策といわなければならぬ。したがつて、あるものは個人農として、あるものは機械化された集團農場として、またあるものは國營農場として、耕作——自作でも小作でもよい——することができるようになるべきであつた。

このような立場から、以下、農地法の主な規定を順次に批判していくこととする。

(一) この點は、ニューヨーク・ポストの特派員も斷言するところである(ベリガン・日評・昭二三年一月、二五頁)。

二 權利移動の最低基準面積について

まず、農地法全體の「かなめ^(一)」ともいわれているのは農地などの權利の移動または轉用の問題(農地法第二章第一節)であるが、そのうちでも特に重要とされているのは權利移動の最低基準面積ということであるから、本稿もこの點から批判をはじめたい。

農地法は、舊農地調整法の規定(農調法四條^(二)三號)を受けついで、最低基準面積を定めている。すなわち、經營面積が都府縣では三反歩(北海道では二町歩、以下同じ)に達しないような農家には、權利移動が許可せられないこととなつてゐる(農地法三條^(三)五號)。こうした規定は、貧農をいつまでも貧農として放置し、そのかわりに地主制を發展させるものにほかならぬ。

ところで、貧農や地主制は、舊農地改革法によつてある程度まではたしかに變つたのであるが、前近代的土地所有關係と獨占資本との密接な交渉によつて必しも舊法前とくらべて大きく變化したといふことはできない。

第一に、戦前における五〇町歩以上の大地主——千町歩以上の巨大地主や北海道地主も含む——の土地所有は、舊法によつて、一おう解體されたといわれている。しかし、この場合、地主的土地所有の地域性に注意しなければな

らない。論者のうちには、地主的土地所有にまとめる封建制のきそを「五〇町歩以上の大地主」に求める者があるがこれは地域的には必しも當つていない。後進的な地域では、中小地主でも先進地域における五〇町歩以上の大地主の力をもつてゐる。否、一般的にいつて、大地主を頂點とし、そのもとに社會結合の中心として存在する中小地主のなかに、地主制の「頑強なきそ」や「象徴」がみられるのである。^(三) 第二に、中小地主や富農の地位も、舊法によつてある程度弱まり、農業經營の有機的構成の高さにもとづく資本制的近代的地主・富農ではなく、商業資本的前近代的なそれにすぎない場合もある。それにもかかわらず、彼らは、大地主とともに、供出・税金・販賣などで有利な地位を占め、商業資本的方法で獨占資本の貧農把握の下うけ（「中間搾取者」）となつてゐる。そして、それを容易にするのは、種々の社會的・政治的諸機構である。^(四)（それらのうち農業委員會）^(五)。それでは貧農はどうか。第一に、貧農の地位は、自作農といわず小作人といわず、舊法によつて、ある程度まで高まつた。しかし、前近代の貧農ないしプロレタリアが滅つたようにみえたのは、ほんの一時であつた（昭和二一年頃まで）。その後、農村インフレの退潮、人口の過剰、供出と税金との過重、シェール、恐慌などにより、舊法前と必しも變らない状態になつた。第二に、戦後の貧農化傾向は、一部農民の貧農化ではなく、全農民的なそれであつた、經營規模は全般的に縮小し、三反未滿の農家も相當の比率を占めてゐる（第1表をみよ）。事實上、貧農は賃労働者化し、戦前の兼業農家が再現することとなつた（第2表をみよ）^(六)（昭和二五・二・一の世）^(七)。人身賣買すらせざるをえない農家も、決して少くない。^(八)

ここで、後進地域としての山村や漁村について一言しておけば、そこでは前近代的关系と獨占資本との結合が農村以上に密接である^(九)（より詳しくは六三）^(一〇)をみよ）。特に、名子制度や割地制度が残つたところでは、それぞれの制度の階層的支配・關係がふたたび生じてゐる。^(一一)また、網元を兼ねる地主の漁村での力も、み逃すことはできない。^(一二)この貧富の差が朝鮮戦争以來激しくなつたことは、前にみたとおりである^(一三)（一の註四）^(一四)をみよ）。

このような事情のもとにおいて、農地の権利移動も、さかんにおこなわれた。そのうち、小作地のとりあげは、五

第1表 經營規模別農家構成

土地を耕作せぬ農家	3反未満	3—5反	5反—1町	1—1.5町	1.5—2町	2—3町	3—5町	5—10町	10—20町
0.1 (%)	23.8	17.0	32.0	15.6	6.1	3.4	1.2	0.6	0.2

第2表 専兼業別農家構成

専業農家	兼業農家		
	總數	農業を主とするもの	農業を従とするもの
50.0 (%)	50.0	28.0	22.0

第3表 所有權の移動

		(昭和)22年	23年	24年	25年	26年
件數		2,289 ^(件)	8,330	13,390	34,431	91,870
面積		2,797 ^(町)	10,039	7,918	17,267	21,015

六〇〇〇〇戸、八八〇〇〇町歩である(昭二四・三・「農地調査」)。また、耕作權の移動は、二二三八四三件、三二六九一町歩だが(昭和二二年末から二五年まで)この中で耕作放棄が、昭和二四年だけでも約四〇〇〇〇戸、八五〇〇町歩を占めている。さらに、所有權の移動は、第三表のとおりであるが(農林省調)、特に二五年九月における農地統制價格の廢止後では壓倒的に増加していることを示す。このうちには、闇賣買も相當ふくまれている(反當り一〇萬圓にのぼる場合も決して少くない)。

以上は、舊農地調整法のもとの状況であるが、農地法は、次の二つの點で舊法を改悪している。第一に、舊法では農地と採草地・放牧地とをあわせて三反歩になれば權利移動が許可せられたのを、農地法においては、農地だけか採草放牧地だけか、そのどちらか一方のみで三反歩に達しなければならぬと改められている。第二に、舊法では、取得後三反歩になればよかつたものを、農

地法では、現に三反歩以上經營していなければならぬと制限を強化している。これらの點、特に第二の點は、農地法案の國會での審議に際しても、強く批判せられたところである。^(一〇)そこで、農地法施行令は、その制限の例外の一つとして、取得後、三反歩以上になり、かつその権利取得者が農業に精進する見込みがあると認められる場合(令一條二項)を挙げざるをえなくなつた。しかし右の第一の點については、けつきよくは修正がなかつたのみならず、第二の點についても、「農業に精進する見込み」云々という從來の自作農主義は何ら反省せられていないし、また修正事項を單なる政令で(法律ではなく)規定するにとどまつたことも批判されなければならない。もつとも、農地法も權利移動の最高基準面積を規定している^(三條二項)。しかし、それは、たとえば北海道では十二町歩、青森縣では四町五反歩であるし^(農地法の別表をみよ)、またそれには、大きな例外がある^(令一條一)。したがつて、このような規定は、貧農と地主制とをその地位に止めておくものと考えるのである。なお、權利移動については、以上のほか、知事の許可制の問題、農地などの接收、農事調停の問題、等々の問題があるが、それらについては後に考察したい^(六を)。

(一) 和田・橋・五〇頁、五七頁、六四頁。

(二) 高橋・前掲一〇二頁・一一一頁は同結論。ただし、その理論構成はあきらかではない。

(三) 岩波『寄生地主制の生成と展開』二四二―三頁は、だいたい同説。

この説に關聯して、農村機構と結びついた地主の「經濟外強制」の型を擧げるのは、川島武宜『所有權法の理論』九四頁以下の註六二。ただし、これを「經濟外強制」と呼ぶことには、問題がある。なお、同書については拙稿・書評・同志社法學四號をみよ。

本文でのべたような意味において、「五十町歩以上の地主……千町歩以上所有の巨大地主生成は、東北地方と新潟縣とを基盤とし、……日本地主制の頑強な基礎は地域性を有する。……千町歩地主は、日本地主制の象徴であつて、……千町歩地主の所有農地が、一舉に解放せられたところに、農地改革の決定的な意義が存する。」^(『概要』八〇五頁以下) 傍點・加藤。多くの法律家はこれと同説^(一)という意見には反對である。

(四) 人身賣買は、昭和二五年七月末から一ケ年間だけでも六七四名であるが(勞働者婦人少年局調)、特飲街など調べのできない

ところもあつて、現實にはこの二〇倍にもおよぶといわれている。この人身賣買と似たものに保安隊があることは、いうまでもない。なお、人身賣買の法學的・社會學的考察としては、川島氏の諸論文をみよ。

(五) 名子制度の例をとれば、薪炭林の入會權における勞働地代(「やとい」、家畜小作が殘存し、嬖子・林業勞働者が「借金農奴」へ轉落している。(岩手縣葛卷町))

なお、名子については、戒能通孝『債權各論』二六九頁以下、割地制については加藤一郎他「割地慣行の共同調査——長野縣上高井郡豊州村相之島」季刊大學六號六四頁以下をみよ。

(六) 漁村を例にとれば、「町有三町五反が昭和二十四年三月買収……賣渡されようとしたが、耕作者はその買受を拒み、昭和二十六年一月にいたり所有者たる國と耕作者が小作契約をすることになつた。この買受拒否の理由としては、結局町の有力者(網元)が買受けに反對しているためその感情を害すると耕作者(綱子)が生活上も困るといのが最も大きな理由と見られ、裏にまわつて有力者かそれとなく耕作者を壓迫しているらしいと縣では見ている。」(宮城縣牡鹿郡稚勝町)

(七) 以上のような意味において、「農地改革後の中農層は、舊小作農出身者のある程度 of 經營上昇と、舊自作農の經營停帯との兩傾向を打ち出している。」この事實を地帯別にみれば、中農層の自作化が改革前に殆ど完了していた近畿地方の農業が戦後停滯してしまい、自作化から立ち遅れていた東北農業が相對的に前進性をあらわすという論理ともなるであらう。(「前掲『概要』九七二—九七三頁。多くの法律家はこれと同説)という意見に賛成することはできない。本文でのべることに附言すれば、舊自作農が、舊小作人にくらべて經濟的・政治的に優位していることを過小評價することはできないし、東北地方や東北的段階の單作・貧農が、近畿の多角性に比してもそう簡單に前進しうるものとは考えられないからである。

(八) 小作地とりあげは、農地改革法を無血のうちにおこなわしめた大きな原因である(同説、大和田啓氣『改正農地法の解説』二頁)それは、暴力傷害事件、調停、耕地立入禁止の假處分などをともなつておこなはれた。たとえば、後掲「山村の構造」二六八頁以下(加藤一郎・上原信博執筆)をみよ。

(九) たとえば、『山村の構造』二七五以下(加藤一郎・上原)をみよ。一例をあげると、地主と小作人との間で賣買の話をつけ、小作が地主に闇値をはらつた者だけが、農地委員會によつて農地買収計畫に組み入れられた(同上二七五頁)。

(一〇) 衆議院における竹村奈良一(共)、足鹿覺(左社)氏の討論、參議院における三橋八次郎(左社)、小林亦治(右社)氏の討論などをみよ。

これに對して、政府は、(1)三反歩に達しないような農家には農業以外の収入があり、(2)このような農家よりは中堅農家を優

先させるほうが望ましい、と答えている(和田・橋九二―九三頁をみよ)。しかし、こうした農・山・漁村などの貧農がどんなにひどい生活をしているか(本稿の随所、たとえば六(三))を無視した答辯であり、「中小企業者の五人や十人ぐらい死んでもよい」(池田前通産相)という放言にも通ずるものといわなければならぬ。

三 自作農創設について

舊農地改革法のうちで最も重要な問題は、自作農の創設であつた。農地法も、だいたいこれを受けついで、小作地などの所有の規定をおいている(第二章第二節)。論者の中には、この規定は、今後は従来ほどの重要性をもたないという者もある。しかしこの小作地所有は、農地改革の原則の端的な表現としても、またその歴史的意義からしても、農地法全體の「バック・ボーン」といわれるものである。しかも、その規定のもつている自作農主義は、あくまで批判されなければならぬ。

(一) この規定が無用なものときえ、いう者もある。たとえば、「農地移動の統制さえ適切に行なつてゆくならば、地主から強制的に小作地を譲渡させる規定は、すべて廢止して然るべきである。これは農地だけでなく、牧野の買収ないし強制譲渡についても、いえることである。」「農地改革から農業改革へ」の言葉はそれを示している。…用の濟んだ規定をやめるのは決して後退ではありえない。」(私設法制意見局「農地かくあるべし」ジュリスト四號の一一頁。加藤(一)「農地改革」日本管理法令研究三〇號三四頁は同旨のようにもみえる。)と。このように農地法以上に保守的な考えには、以下の本文でも考察するよりに、反對である。附言すれば、論者は、強制譲渡が占領政策(ジュリスト前掲一〇頁)の一つであるから、日本の「獨立」(といわれている)を機にこれを廢止せよ、というようにみえる。こうした議論は、同じ理由で憲法を改憲せよという意見に通ずるものである。誰がつくつたものであるかと、正しいことはあくまでも正しい。ただし、日本の「獨立」の眞義については、本稿一の註(一)、六(四)をみよ。

(二) 齋藤、前掲七頁。

一 所有できない小作地など(六條)について 舊改革法のもとで、小作人が減少し、自作農が増加したことはあ

飼育家畜	買收対象	保有承認申請	牧場面積
6,135頭	1,633町	12,789町	14,425町

る程度まで事實であるが、地主中心のものであつたところにこの問題の限界がある。全国的におこなわれた小作地とありあげ(二の註八とそ
の本文をみよ)、農地改革そのものを憲法違反とする訴訟(二)、現在でも在村地主の小作地所有・全国平均一町歩は、このことを示している。カクシ田や縄のびによつて、舊法令をくぐり、買收もれ、譲渡もれになつている農地もけつして少くない(三)。また、採算地については、その獨占が進行して(三)。牧野については、法上も賣渡保留を認め(自創則
八條の九)、特に生産力の高い牧場が買收ないし強制譲渡から除外されたことには、注意する必要がある。たとえば、一〇二の牧場について、農林大臣からNRSに對し、四〇町歩を超える牧野保有の承認を申請したのであるが、その概要は上の表のとおりである。山林にいたつては、ほとんど解放されていない。農地などの移動制限も、前に述べたように不十分である。その上、在村地主が村を去つて不在地主になる場合、相続・贈與・分家などによつて所有権を取得する場合、從來の自作地を小作に出す場合など、所有制限のワクにふれる所有権が生じる危険性もある。このような状態を放置するならば、農地制度だけではなく、農業制度や廣義の社會制度全般に悪影響をおよぼすこととなる。

この小作地所有についても、農地改革から、經濟施設・技術の改良などの農業改革え、ということがいわれている。それが望ましいことはもちろんであるが、農地改革は農業改革にふくまれるものであり、前者の發展なくして後者の達成を考へることはできない。また、両者はあいまつて完成させられるべきものである。このことは、農地改革の「打切り」として、第二次農地改革による買收・賣渡が終る豫定の昭和二三年末頃から、問題となつた點である。しかし、極東委員會の指令(昭二四・四・二八採擇、五・八發表)およびマッカーサー元帥の(吉田首相宛)書簡(昭二四・一〇・二二付)が改革繼續の必要を説いたので、打切りの問題は立ち消えとなつた。國際的にみても、純國內的にみても、小作地所有の問題が終つたといへないのである。

このような意味において、農地法が舊法以來の所有できない小作地などの規定を設けたことは、ある程度までよいとしても、その自作農主義には、やはり問題が残つてゐると思ふ(一〇)を(一〇)を。しかも、この所有制限には、農地法そのほかに諸例外がある(法七條、則一一條)。特に地割(割地)慣行のある小作地などに關する例外は重要である(二の註五とそ)の本文をみよ。

(一) 農地改革違憲訴訟の動向に關する資料としては、加藤(一)・法協六八卷四號をみよ。この問題についての諸學説をここで検討している餘裕はないが、ただ結論だけをのべておきたい。まず、單に法解釋學的にいつても、農地所有權は改革によつて絶對權から小作料取得權または自作として使用收益する權利に變つたのであるから、地代を資本還元した農地買收價格は憲法にいう「正當な補償」である。また、小作人の數は地主より壓倒的に多く、小作人の地位が地主より弱いことはあきらかであるから、買收・賣渡しは「公共の福祉」に適合する。次に、いわば法社會學的觀點からすれば、農地改革が對象とする地主的土地所有は、憲法の保障する近代的所有權ではない(前近代的土地所有)。さらに、改革後の米價が上つたから土地の買收價格も引あげよという据置不當論(例、岩田寅造元法相の意見書、加藤(一)前掲八六頁)についても、一言だけすれば、米價の値あげは米の生産費が高くなつたからで、地主の立場とは何ら關係がない。したがつて、違憲論・据置不當論ともに反對ということになる。

なお、もし日本の農地改革が「下から」のものであつたならば、無償でも文句のいえないところかもしれない。今から一六〇年以上も前のフランスの農民革命においてさえ、そうであつたのだから(フランス革命における土地所有問題についての拙稿としては、前掲同志社法學五號・一五號がある)。

(二) たとえば、新潟縣の日農味方支部で富農のカクシ田六〇町歩を摘發したほか、事例は多い。しかも、これらはもちろん表面にあらわれたものにすぎない。なお、戒能綱・後掲早法の四Ⅲをみよ。

(三) 臨時センサス(昭二二・八・一)と世界センサス(昭二五・二・一)とを對比しよう。經營規模別の採草地總面積の、總採草地面積に對する比率は、一―二町を中心として、その上下ではげしく變化している。すなわち、一町未満層が、臨時センサスでは總採草地の四〇%であつたが、世界センサスでは一〇%にすぎない。これに反して、二町以上の層は、臨時センサスでは二〇%にすぎなかつたのが、世界センサスでは五〇%に達している。

二 附帯施設の買收(一四)について これは、舊自作農創設特別措置法(一五)にあたるものである。舊法のもと

宅地・建物の買収実績

	宅地			建物		
	買収	管理換	賣渡	買収	管理換	賣渡
昭和23年4月—12月	50,546,311	1,293,905	44,506,041	28,696	95	22,034
24年1月—12月	10,721,234		21,488,438	8,070		15,039
25年1月—7月(2日)	4,301,780	78,600	7,214,388			

農地法批判

における附施設買収の進捗状況は、保守勢力・裁判所・農業委員会などの妨害によつて、きわめて緩慢であつた。(一) たとえば、宅地・建物のそれは上の表のとおりである(農林省調)。しかも、農地法は多くの點で法を變えているが、中でも、買収の要否が賣渡しを受ける者からの申請によらないで、市町村農業委員会の發意だけで済まることとした點(同委員會の性格)、附帶施設を農地などの所有者または世帯員が所有するものに限定し、それ以外の者の所有するものが買収できないこととした點(自作農主義の端的な表現)などは、改悪である。このような意味において、右の規定は、地主制を發展させる危険性をもつものといわなければならぬ。

- (一) たとえば、前掲『寄生地主の生成と展開』二二六頁以下をみよ(加藤「」執筆)。
- (二) 和田・橋・一六九—一七〇頁をみよ。

三 自作農維持金融について 農地法は、舊讓渡政令に對應して、申し出による買収を定めている(一六)。これは、國からの賣り渡しの相手方(三六)、賣り渡し對價の支拂(四一)、などの規定とあいまつて、申し出による買収という意味のほかに、自作農維持金融の意味をもつている。(二) この自作農維持金融を農地法のうちにとり入れたことは新しい措置であり、現にこのための政府豫算は昭和二七年度八億五千萬圓といわれている。

しかし、問題は、次のように數多く残る。利率(四一)と貸付期間(四二)の問題、特に社會法である農地法の年利五分五厘は、市民法としての民法の法定利率が五分であるのにくらべても、高きに失する。また、融資方法がきはめて面倒なこと、融資金

額が八億圓ではとうてい足りないこと(殺人的な再軍備費と對比せよ等々)にも問題があるが、そもそも、このような金融の要求のないことが望ましいと考える。さらに農地法のとつている自作農主義によつて、三反歩以下の貧農はやはり救われないし、右の規定や競賣の規定(三三)によつて農地などに擔保力がつくつと、小作料も當然に引きあがるから、農地などを耕作するよりも貸すほうが有利となり、地主制を發展させることにもなるのである。

(一) 自作維持金融についてのやや詳しい説明は、たとえば、和川・第三章。

四 舊所有者への賣り拂いについて これは農地についてだけでは無いが、便宜上ここで取りあつかつておく。農地法は、買収された土地などの、買収前の所有者に對する賣り拂いを定めている(八〇條)。

こうした規定によつて、多くのいわゆる五箇年保有農地や、國家が買収後まだ配分していない未墾地の多くが、舊所有者に賣り拂われるものと考えられる。それは、舊所有者に不當な利益を與える結果となる。インフレによつて數年前の土地などは相當に値上りしており、所有權が國に移轉し、したがつて課税もされずに保全されていたものを、數年後に數年前の價額(買収對價)で買戻すことができるというのは、地主制を發展させる危険性をもつものといわなければならない。改悪というほかはない。

(二) 反對Ⅱ和川・橋、三一四頁。

五 農地の管理・買取りについて 舊農地調整法において定めていた、市町村その他の團體による管理または買取りを(農調法三條)、農地法は抹殺した。もちろん、この制度はきわめて微濫的なものであり、從來買取り・管理を受けた農地には荒廢するものが多かつたといわれている。もしそうだとすると、それは農業委員會その他による運営がきわめて不十分であつたことを示すにすぎない。零細耕作者については、この制度を廢止することはなかつた。

(未完)